

地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域を指定する件の一部を改正する件 新旧対照表

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>○総務省告示第百九十九号</p> <p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第四項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣が指定する区域を次のように指定する。</p> <p>平成二十四年五月三十一日</p> <p style="text-align: center;">総務大臣 川端 達夫</p> <p>地方税法附則第五十一条第四項に規定する総務大臣が指定する区域は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）<u>第二十条第二項</u>の規定により同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が市町村長に対して行う帰還困難区域又は居住制限区域の設定を行うこと（同法第二十条第二項）の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行う警戒区域又は計画的避難区域（平成二十四年三月三十一日において、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った警戒区域又は計画的避難区域の設定を行うこと（同法第二十条第三項）の規定による）の解除を行うこと（同法第二十条第三項）の指示と併せて行うものに限る。</p> | <p>○総務省告示第百九十九号</p> <p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第四項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣が指定する区域を次のように指定する。</p> <p>平成二十四年五月三十一日</p> <p style="text-align: center;">総務大臣 川端 達夫</p> <p>地方税法附則第五十一条第四項に規定する総務大臣が指定する区域は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）<u>第二十条第三項</u>又は第五項の規定により同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が市町村長に対して行う帰還困難区域又は居住制限区域の設定を行うこと（同法第二十条第三項）又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行う警戒区域又は計画的避難区域（平成二十四年三月三十一日において、<u>同条第三項</u>の規定による）の解除を行うこと（同法第二十条第三項）の指示と併せて行うものに限る。</p> |

た区域とする。

た区域とする。